

SAToyAMAイニシアティブ推進ネットワークロゴマーク使用規程

1 趣旨

この規程は、SAToyAMAイニシアティブ推進ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）のロゴマークの使用に関し必要な事項を定めるものである。

2 管理事務

ロゴマークの権利はネットワークが保有し、管理事務はネットワーク事務局が行う。

3 禁止事項

ロゴマークを使用する者は、別紙に定める事項に抵触してはならない。

4 使用手続等

（１）次の場合には、ロゴマークの使用に関する手続きを要しない。ただし、当分の間、使用したときは速やかに、作成した成果物の現物、写真又はコピー等を添えて使用状況を報告するものとする。

ア．ネットワーク参加団体が使用する場合。

イ．ネットワーク活動の広報又は報道を目的に使用する場合。

ウ．ネットワークが後援、推薦する行事等に使用する場合。

エ．ネットワークへの寄付・協賛者が使用する場合。

（２）４（１）以外の場合で、ロゴマークを使用する者は、以下のとおりとする。

ア．ロゴマークを無償で配布、その他何らかの対価を伴わないで使用する場合

使用の１０日前（行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第１項各号に掲げる日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）までにネットワーク事務局あてにロゴマーク使用届出書（別紙書式１）を提出しなければならない。

また、使用したときは速やかに、作成した成果物の現物、写真又はコピー等を添えて使用状況を報告しなければならない。

届け出た内容を変更する場合には、変更の１０日前（行政機関の休日を除く。）までにネットワーク事務局あてにロゴマーク使用変更届出書（別紙書式２）を提出しなければならない。

イ．ロゴマークを有償で配布、その他何らかの対価を伴って使用する場合

使用の１５日前（行政機関の休日を除く。）までにネットワーク事務局あてにロゴマーク使用承認申請書（別紙書式３）を提出し、承認を受けなければならない。

また、使用したときは速やかに、作成した成果物の現物、写真又はコピー等を添えて使用状況を報告しなければならない。

承認された内容を変更する場合には、変更の１５日前（行政機関の休日を除く。）までにネットワーク事務局あてにロゴマーク使用変更承認申請書（別紙書式４）を提出し、承認を受けなければならない。

5 ロゴマークを使用する者の責務等

ロゴマークを使用する者は、信義に従い、誠実に本規程を履行しなければならない。
なお、ネットワークはロゴマークの使用に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

6 ロゴマークの使用改善の要求

ロゴマークを使用する者が、別紙に定める事項に抵触している場合には、ネットワークは当該使用者に対し、使用の改善を求めることができる。なお、ネットワークはこの要求に伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

7 ロゴマークの使用承認の取消し

ロゴマークを使用する者が、6に定めるロゴマークの使用改善の要求に従わない場合には、ネットワークは当該使用者に対する使用承認を取り消すことができる。なお、ネットワークはこの取消しに伴って生じる一切の責任を負わないものとする。

8 その他

本規程に定めるものの他、必要な事項はネットワークが別に定める。

附則

本規程は、平成28年4月21日より施行する。

ロゴマークの使用に関する禁止事項

ロゴマークについて、次の事項に該当する使用を禁止する。

- (1) 別添「SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワーク ロゴマーク仕様書」に反する使用の場合。
- (2) SATOYAMAイニシアティブ推進ネットワークの目的等と著しく乖離し、又はその品位が損なわれるおそれがある場合。
- (3) 法令や公序良俗に反する使用、又はそのおそれがある場合。
- (4) 特定の団体や個人等を誹謗中傷する場合。
- (5) 使用者がロゴマークの使用、又はそれらを伴う物品、印刷物及びサービス等の提供により不当な利益等を受けている場合。
- (6) 募金活動と結びつけて使用する場合。
- (7) 提供する商品やサービスの品質を担保、又は証明するものとして使用する場合。
- (8) 届出書や申請書に虚偽の情報を含む場合。
- (9) 使用者が実体の無い団体の場合。
- (10) その他、本規程の定めに適合しない場合。